

地域金融円滑化のための基本方針

にいかわ信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要なかつ相当な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定かつ適切な資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命の一つです。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えておられる問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ・ 金融円滑化管理に関する方針を定めた本方針を理事会において定め、金融円滑化管理の実効性を確保するため、理事会において「金融円滑化管理責任者」を選任し、理事会、常勤理事会および金融円滑化管理責任者の役割を定めた「金融円滑化管理規程」を策定しました。
- ・ お客さまへのきめ細かな経営改善支援を行うため、従来より本部、営業店に設置しております経営改善支援グループ（本部）、経営改善支援融資担当役席者（営業店）が、お客さまのご要望に、従来以上にきめ細かく対応させていただき、サポート体制の一層の強化を図ってまいります。
- ・ 当金庫では、中小企業の資金繰り支援と事業者以外の個人のお客さまの住宅ローン等についても返済条件の変更等に積極的にお応えするため、平成 21 年 12 月 8 日より全営業店に「金融円滑化相談窓口」を設置致しました。また、従来より魚津駅前支店にて開催しております休日ローン相談会（毎月第 3 日曜日開催）においてもご相談を承っております。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※ なお、お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

にいかわ信用金庫 お客様相談窓口 電話番号 0765-24-1916（直通）
受付時間 当金庫営業日の午前 9 時～午後 5 時

以 上